

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

工事請負契約書（案）

（令和7年12月17日修正版）

令和7年12月

広 島 市

工事請負契約書(案)

- 1 事業名 広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業
- 2 工事場所 広島市西区扇一丁目
- 3 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 金 円)
- 5 契約保証金
- 6 特約事項 別紙1のとおり
- 7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に定める事項 別紙のとおり

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の特定建設工事共同企業体協定書により工事請負契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

工事請負契約書の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
代表者 広島市
代表者 広島市長 松井 一實

受注者

前　　文

本事業に関し、発注者と受注者である工事請負事業者（以下「工事請負事業者」という。）その他の当事者の間で、2026年（令和8年）○月○日付けで契約を行った基本契約書（以下「基本契約」という。）に従い、発注者と工事請負事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付契約条項によって、公平な工事請負契約（以下「本工事請負契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本工事請負契約は、基本契約に基づき締結される、発注者と維持管理・運営事業者との間の維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約により不可分一体として事業契約を構成することを確認する。

契 約 条 項

(総 則)

第1条 発注者及び工事請負事業者は、発注者が本事業の入札において2025年（令和7年）9月19日付けで公表した広島市西部水資源再生センタ下水汚泥再資源化施設更新・運営事業入札説明書及び要求水準書（「入札説明書等に関する質問に対する回答書」を含む。）（以下「入札説明書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、本工事請負契約（この契約並びに要求水準書、技術提案書（本事業の入札手続において入札説明書等に基づき作成し期限内に提出された書類・図書並びに事業契約の締結及び履行において工事請負事業者その他構成員からなされた提案の一切をいう。以下同じ。）及び実施設計図書（第5条の定めるところによる。）を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、本工事請負契約、要求水準書及び技術提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合の優先順位は、基本契約、本工事請負契約、要求水準書、技術提案書の順とする（個々の質問に対する回答は、当該回答において言及する書類の補足又は修正として取扱い、その効力は当該優先順位に従うものとする。）。ただし、技術提案書が要求水準書に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、技術提案書が要求水準書に優先するものとする。

2 本工事請負契約における用語は次に規定する意味を有する。ただし、本工事請負契約において定義されていない用語については、別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、入札説明書等において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

- (1) 「設計業務」とは、工事請負事業者が行う事前調査、基本設計及び詳細設計をいう。
- (2) 「施工業務」とは、工事請負事業者が行う実施設計図書に基づく施工及びこれに付随する業務をいう。
- (3) 「基本設計図書」とは、工事請負事業者が行う設計業務のうち、事前調査及び基本設計に係る成果物をいう。
- (4) 「詳細設計図書」とは、工事請負事業者が行う設計業務のうち、詳細設計に係る成果物をいう。
- (5) 「工事目的物」とは、工事請負事業者が実施設計図書に従って施工し、完成させた建設物、施設その他の成果物をいう。
- (6) 「V E 提案」とは、必要な機能、性能等を低下させることなく請負代金額の削減を可能とする契約内容の変更の提案をいう。

3 工事請負事業者は、要求水準書及び技術提案書に示された工事の施工のための設計を行った上で、当該設計に基づいて工事を本工事請負契約書記載の工期内に完成し、実施設計図書及び工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

4 実施設計図書を完成するために必要な一切の手段及び仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、本工事請負契約及び要求水準書に特別の定めがある場合を除き、工事請負事業者がその責任において定める。

5 工事請負事業者は、本工事請負契約に定められた発注者と工事請負事業者の間の協議が整わないことをもって本工事請負契約に基づく業務の履行を拒んではならない。

6 本工事請負契約の履行に関して発注者と工事請負事業者との間で用いる言語は、日本

語とする。

- 7 本工事請負契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 本工事請負契約の履行に関して発注者と工事請負事業者との間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 9 本工事請負契約、要求水準書及び技術提案書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 10 本工事請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 遅延利息及び損害金の額の計算につき本工事請負契約に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 12 本工事請負契約に係る訴訟については、広島地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 工事請負事業者が特定建設工事共同企業体を結成している場合においては、発注者は、本工事請負契約に基づく全ての行為を当該特定建設工事共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該特定建設工事共同企業体の代表者に対して行った本工事請負契約に基づく全ての行為は、当該特定建設工事共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また工事請負事業者は、発注者に対して行う本工事請負契約に基づく全ての行為について当該特定建設工事共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第2条 本工事請負契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び工事請負事業者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び工事請負事業者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び工事請負事業者は、本工事請負契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（関連工事等の調整）

- 第3条 発注者は、工事請負事業者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、工事請負事業者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書、工程表及び単価合意書）

- 第4条 工事請負事業者は、本工事請負契約締結後及び詳細設計完了後のそれぞれ7日以内に、要求水準書、技術提案書及び実施設計図書に基づき、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。請負代金額又は工程を変更したときも同様とする。

- 2 前項の内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 発注者及び工事請負事業者は、契約締結後に提出された内訳書は請負代金額の算定の基礎として取り扱うものとし、詳細設計完了後に実施設計図書の内容を反映した内訳書の提出後、速やかに当該内訳書に係る単価を協議し、単価合意書を作成の上合意するものとする。詳細設計完了後の内訳書に基づく単価協議において、協議開始の日から14日以内に整わないときは、発注者がこれを定め、工事請負事業者に通知するものとする。
- 4 工事請負事業者は、請負代金額の変更があったときは、当該変更の内容を反映した内訳書を作成し、7日以内に要求水準書及び技術提案書に基づいて、発注者に提出しなければならない。
- 5 第3項の規定は、前項の規定により内訳書が提出された場合において準用する。
- 6 第3項（前項において準用する場合を含む。）の単価合意書は、第36条第1項及び第37条第3項の規定により残工事代金額を定める場合並びに第41条第5項、第49条第7項及び第50条第3項に定める場合（第36条第1項各号に掲げる場合を除く。）を除き、発注者及び工事請負事業者を拘束するものではない。
- 7 発注者は第1項の業務工程表その他の書類を受理した日から7日以内に工事請負事業者に対してその修正を請求することができる。
- 8 本工事請負契約の規定により工期又は入札説明書等が変更された場合において、発注者は必要があると認めるときは、工事請負事業者に対して業務工程表及び内訳書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「本工事請負契約締結後」とあるのは「当該請求があつた日から」と読み替えて、前7項の規定を準用する。
- 9 第1項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）の内訳書及び業務工程表は、発注者及び工事請負事業者を拘束するものではない。

（設計）

- 第5条 工事請負事業者は、本工事請負契約の定めるところに従い、要求水準書及び技術提案書に基づき、本工事請負契約締結後速やかに、以下に掲げる設計業務に着手しなければならない。
 - (1) 既設汚泥燃料化施設の撤去に関する設計業務
 - (2) 脱水汚泥受入施設等の設計業務
 - (3) 下水汚泥再資源化施設等の設計業務
 - (4) 前各号の事項に付随する設計業務の一切
- 2 工事請負事業者は、要求水準書及び技術提案書の定めるところに従い、測量、地質調査、周辺状況調査等の施工業務に必要な事前調査を行わなければならない。
- 3 工事請負事業者は、設計業務に着手後、実施設計の一部である基本設計図書が完成したときは、発注者に通知の上、速やかにこれを提出して発注者の承諾を得なければならない。
- 4 工事請負事業者は、前項の承諾を得た後、速やかに実施設計の残りの詳細設計の作成に着手し、詳細設計図書が全部又は一部完成したときは、発注者に通知しなければならない。この場合においては、第43条又は第50条の規定を準用する。
- 5 第3項の発注者による承諾がなされたことをもって、工事請負事業者が免責されるも

のではない。

6 工事請負事業者は、第4項の実施設計図書の全部又は一部の引渡し又は部分引渡しの後、発注者に当該承諾部分の工事着手に係る通知を行い着手することができる。

(契約の保証)

第6条 工事請負事業者は、本工事請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本工事請負契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
 - (4) 本工事請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本工事請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 工事請負事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第67条第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、工事請負事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、工事請負事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 工事請負事業者は、本工事請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 工事請負事業者は、実施設計図書(未完成の実施設計図書及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)、工事目的物及び工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第2条第2項の規定による検査に合格したもの及び第49条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第8条 工事請負事業者は、実施設計図書及び工事目的物(第50条第1項又は同第2項

の規定により読み替えて準用される第43条に規定する指定部分に係る実施設計図書及び指定部分に係る工事目的物を含む。以下この条及び第15条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、引渡し時に発注者に無償で譲渡され、著作権法の規定に従って発注者はこれを行使できる。

2 工事請負事業者は、実施設計図書及び工事目的物について、発注者の裁量により工事及び本施設の運営に付随し、若しくは関連する目的の範囲内で必要な利用権を発注者に対して付与し、又は実施設計図書及び工事目的物の著作権者である第三者(ただし、発注者が工事請負事業者に提供した著作物の著作権を除く。)をしてこれを付与せしめる。これにより、発注者は、前項で無償譲渡された実施設計図書及び工事目的物について、発注者の裁量により工事及び本施設の運営に付随し、又は関連する目的の範囲内で自由に利用する権利及び権限を取得する。発注者の利用態様には、以下に掲げる利用態様が含まれるが、これらに限定されない。

- (1) 著作者名を表示せずに、実施設計図書及び工事目的物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し、又は発注者が指定する第三者をして公表させ若しくは広報に使用されること、若しくは発注者が指定する第三者が公表又は広報に使用すること。
- (2) 実施設計図書及び工事目的物の全部又は一部を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (3) 本施設の完成、増築、改築又は修繕等のために必要な範囲で、実施設計図書及び工事目的物の複製、頒布、展示、改変、翻案若しくはその他の修正をすること、又は発注者の委託する第三者をして当該行為を行わせしめること。
- (4) 本施設を写真、模型、絵画又はその他の方法により表現すること。
- (5) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

3 工事請負事業者は、実施設計図書及び工事目的物に関して、著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定された権利を行使せず、又は実施設計図書及び工事目的物に関連して著作者である第三者(ただし、発注者が工事請負事業者に提供した著作物の著作者を除く。)をして、これを行使させてはならない。

4 工事請負事業者は、次に掲げる行為をしてはならず、実施設計図書及び工事目的物に関連して著作者である第三者(ただし、発注者が工事請負事業者に提供した著作物の著作者を除く。)をして、当該行為を行わせてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合には、この限りではない。

- (1) 実施設計図書及び工事目的物の全部又は一部の内容を公表すること。
- (2) 実施設計図書及び工事目的物の全部又は一部に関して、工事請負事業者又は発注者以外の第三者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 実施設計図書及び工事目的物の全部又は一部を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

5 発注者は、工事請負事業者が実施設計図書又は工事目的物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、工事請負事業者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデ

ータベースを利用することができる。

(著作権の侵害の防止)

第9条 工事請負事業者は、実施設計図書及び工事目的物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 工事請負事業者は、その作成する実施設計図書及び工事目的物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、工事請負事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括下請負等の禁止)

第10条 工事請負事業者は、設計業務又は施工業務の全部、若しくはそれらの主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

2 工事請負事業者は、前項の主たる部分のほか、発注者が入札説明書等において指定した部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

3 工事請負事業者は、設計業務及び施工業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならぬ。ただし、発注者が入札説明書等において指定した軽微な部分を請け負わせ、又は委任しようとするときは、この限りでない。

(下請負等に関して工事請負事業者が講すべき措置)

第11条 工事請負事業者は、前条の規定にのっとり、設計業務又は施工業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（請負等の全部又は一部について締結される下請契約又は再委任契約をいい、当該全部又は一部の請負等に係る下請契約又は再委任契約が数次にわたる場合は、それぞれの下請契約又は再委任契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、設計業務については第1号及び第3号記載の者が、施工業務については第2号及び第3号記載の者が、それぞれその当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(1) 設計業務にあっては、以下に掲げる者

- ア 測量法（昭和24年法律第188号）第57条第1項又は第2項の規定による測量業者の登録の取消しの処分を受けた者（当該取消しの日から2年を経過し、再度測量業者の登録を受けたものを除く。）
- イ 測量法第57条第2項の規定による営業停止の処分を受けた者で、当該営業停止の期間を経過しないもの
- ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項又は第2項の規定による建築士事務所の登録の取消しの処分を受けた者（当該取消しの日から5年を経過し、再度建築士事務所の登録を受けたものを除く。）
- エ 建築士法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖の処分を受けた者で、当該建築士事務所の閉鎖の期間を経過しないもの
- オ 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成18年6月1日施行）

第11条第1項（第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。）又は同要綱第11条の2第1項（同要綱第11条第1項（第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、発注者の競争入札に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）その他これに類する資格を取り消された者で、発注者の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

- カ 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第11条の3第1項又は第2項（それぞれ同要綱第11条第1項（第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、発注者の競争入札に参加することができないとされた無資格業者（競争入札参加資格その他これに類する資格を有しない者をいう。）で、発注者の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- キ 業務の指名競争入札に参加した者のうち、工事請負事業者以外のもの（当該競争入札にいったん参加した後、開札までの間に辞退した者を含む。）
- ク その他発注者の建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとされた者（広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号ウ又はエに該当する者を除く。）で、発注者の建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

（2）施工業務にあっては、以下に掲げる者

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項、第2項又は第4項の規定による指示の処分を受けた者で、当該指示に対応した措置を講じた旨を、当該指示を行った監督官庁に報告していないもの
- イ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分（当該営業停止が、本市の区域を含む区域に関し行われたものであり、かつ、工事請負事業者が下請契約等により行わせる予定である工事の工種に対応する業種の営業に関し行われたものである場合に限る。）を受けた者で、当該営業停止の期間を経過しないもの
- ウ 建設業法第29条の規定による建設業の許可（同法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可をいう。以下同じ。）の取消しの処分を受けた者（当該取消しの日から5年を経過し、再度建設業の許可を受けたものを除く。）
- エ 建設業法第29条の2の規定による建設業の許可の取消しの処分を受けた者
- オ 広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行）第11条第1項（第1号及び第3号から第5号までに係る部分に限る。）又は同要綱第11条の3第1項（同要綱第11条第1項（第1号及び第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、発注者の競争入札に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）その他これに類する資格を取り消された者で、発注者の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

- カ 広島市建設工事競争入札取扱要綱第11条の4第1項又は第2項（それぞれ同要綱第11条第1項（第1号及び第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、発注者の競争入札に参加することができないとされた無資格業者（競争入札参加資格その他これに類する資格を有しない者をいう。）で、発注者の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- キ 工事の指名競争入札に参加した者のうち、工事請負事業者以外のもの（当該競争入札にいったん参加した後、開札までの間に辞退した者を含む。）
- ク その他発注者の工事に係る競争入札に参加することができないとされた者（広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号ウ又はエに該当する者を除く。）で、発注者の工事に係る競争入札に参加することができない期間を経過しないものの

（3）設計業務及び施工業務のいずれについても、以下に掲げる者

- ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行）第2条第1項又は第3条（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第12条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの
- イ 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者
- 2 前項第1号ア及びイの規定は、下請契約等により行わせる予定である一部の業務が測量業（測量法第10条の2に規定する測量業をいう。）に係るものである場合に限り、同号ウ及びエの規定は、下請契約等により行わせる予定である一部の業務が設計等（建築士法第23条第1項に規定する設計等をいう。）に係るものである場合に限り、適用する。
- 3 工事請負事業者は、第1項第3号イに掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（設計業務及び施工業務を履行するために、工事請負事業者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（下請負人の社会保険等の加入義務等）

第12条 工事請負事業者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入業者」という。）を下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、工事請負事業者は、社会保険等未加入業者と下請契約等を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入業者を下請負人とすることができる。この場合において、工事請負事業者は、発注者と協議のうえで定めた期間内に、当該社会保険等未加入業者が前項に掲げる届出の義務を履行した事実を確認出来る書類を発注者に提出しなければならない。

(下請負人の通知等)

第13条 工事請負事業者は、前3条の規定にのっとり、自ら下請負人を定め、又は工事請負事業者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第11条第1項各号のいずれか及び前条第1項に該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

(特許権等の使用)

第14条 工事請負事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、工事請負事業者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、工事請負事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

2 発注者は、工事目的物の維持管理・運営、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な工事請負事業者が有する特許権等を無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲で本工事請負契約の終了後も存続するものとする。

3 工事請負事業者は、前項に基づく発注者の権利の行使が特許権等の侵害その他何らかの事由で妨げられ、又はそのおそれがある場合には、これを予防、排除その他必要な措置を講じ、これにより発注者に損失、損害、費用等を被らせず、発注者が被つた一切を補償する。

(意匠の実施の承諾等)

第15条 工事請負事業者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は実施設計図書によって表現される構造物若しくは実施設計図書を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 工事請負事業者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第16条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を工事請負事業者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 監督員は、本工事請負契約の他の条項に定めるもの及び本工事請負契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののはか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有するものとする。

- (1) 発注者の意図する実施設計図書を完成させるための工事請負事業者又は工事請負事業者の管理技術者に対する設計業務に関する指示
- (2) 本工事請負契約及び要求水準書の記載内容に関する工事請負事業者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 本工事請負契約の履行についての工事請負事業者又は工事請負事業者の管理技術者、現場代理人及び統括責任者に対する指示、承諾又は協議
- (4) 要求水準書及び技術提案書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は工事請負事業者が作成した詳細図等の承諾
- (5) 設計業務の進捗の確認、要求水準書及び技術提案書の記載内容と設計業務履行内容との照合その他本工事請負契約の履行状況の調査
- (6) 要求水準書及び技術提案書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本工事請負契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、工事請負事業者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、本工事請負契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、本工事請負契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第17条 工事請負事業者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、入札説明書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第2項の

規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第3項本文の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とし、同条第4項の規定に該当する場合は「監理技術者資格者証の交付を受けた選任の監理技術者」とする。以下同じ。)

- (3) 専門技術者(建設業法第26条の2の規定により自ら施工する場合に置く者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、本工事請負契約の履行に関して、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第21条第1項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知、同条第5項の請求、同条第6項の通知の受理並びに本工事請負契約の解除に係る権限を除き、本工事請負契約に基づく工事請負事業者的一切の権限のうち施工業務に係るものを行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 工事請負事業者は、発注者が前項の規定により現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととした場合であっても、当該現場代理人を他のいかなる工事にも従事させてはならない。ただし、発注者が特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 5 工事請負事業者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 6 工事請負事業者は、発注者が、主任技術者による工事現場における施工の技術上の管理の所掌に支障がないと認めた場合に限り、当該主任技術者に他の工事現場の主任技術者を兼ねさせることができる。
- 7 工事請負事業者は、設計・施工業務の履行に当たり、機械工事を担う企業から選任された統括責任者を配置するものとし、かかる職務は次に掲げるとおりとする。
- (1) 設計業務における管理技術者、施工業務における現場代理人及び各工種の監理技術者との調整及びマネジメントの実施
- (2) 設計業務及び施工業務期間を通して発注者との窓口及び必要な調整
- (3) 維持管理・運営業務の統括責任者と連携し、各業務の円滑な遂行に必要な事項の調整
- 8 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 9 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、管理技術者又は照査技術者を兼ねることができる。
- 10 統括責任者は、現場代理人、監理技術者及び管理技術者又は照査技術者を兼ねることができる。また、設計業務を行う企業の担当技術者又は建築担当技術者を機械工事施工企業から選任する場合は、統括責任者は当該担当技術者又は当該建築担当技術者を兼ねることができる。

(管理技術者及び照査技術者)

第18条 工事請負事業者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者及び実施設計図

書の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更した場合も、同様とする。

- 2 管理技術者は、本工事請負契約の履行に関して、設計業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第21条第3項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知、同条第5項の請求、同条第6項の通知の受理並びに本工事請負契約の解除に係る権限を除き、本工事請負契約に基づく工事請負事業者的一切の権限のうち設計業務に係るものを行使することができる。
- 3 照査技術者は、第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。
- 4 工事請負事業者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち管理技術者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第19条 設計業務に係る地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、工事請負事業者はこれに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(履行報告)

第20条 工事請負事業者は、要求水準書に定めるところにより、本工事請負契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者及び管理技術者等に関する措置請求)

第21条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、工事請負事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他工事請負事業者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、工事請負事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 3 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は工事請負事業者の使用人若しくは第10条第3項の規定により工事請負事業者から設計業務を委任され、若しくは請け負った者が設計業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、工事請負事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 工事請負事業者は、前3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 5 工事請負事業者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、

発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に工事請負事業者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第22条 工事材料の品質については、要求水準書、技術提案書又は実施設計図書に定めるところによる。要求水準書、技術提案書又は実施設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、工事目的物が要求水準書及び技術提案書に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

2 工事請負事業者は、要求水準書、技術提案書又は実施設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、工事請負事業者の負担とする。

3 監督員は、工事請負事業者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 工事請負事業者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5 工事請負事業者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第23条 工事請負事業者は、要求水準書、技術提案書又は実施設計図書において監督員の立会いの下、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 工事請負事業者は、要求水準書、技術提案書又は実施設計図書において監督員の立会いの下、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 工事請負事業者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書、技術提案書又は実施設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書、技術提案書又は実施設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、工事請負事業者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく工事請負事業者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、工事請負事業者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工

事を施工することができる。この場合において、工事請負事業者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、工事請負事業者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第24条 発注者が工事請負事業者に貸与し、又は支給する図面、その他設計業務に必要な物品並びに工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書、技術提案書又は実施設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、工事請負事業者の立会いの下、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書、技術提案書若しくは実施設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、工事請負事業者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 工事請負事業者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 工事請負事業者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し本工事請負契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、工事請負事業者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を工事請負事業者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は工事請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 工事請負事業者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 工事請負事業者は、要求水準書、技術提案書又は実施設計図書に定めるところにより、工事の完成、要求水準書、技術提案書又は実施設計図書の変更等によって不用となつた支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 工事請負事業者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

1.1 工事請負事業者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書、技術提案書又は実施設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第2.5条 発注者は、工事用地その他要求水準書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を工事請負事業者が工事の施工上必要とする日（要求水準書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 工事請負事業者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、要求水準書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に工事請負事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、工事請負事業者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、工事請負事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、工事請負事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、工事請負事業者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する工事請負事業者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が工事請負事業者の意見を聴いて定める。

(許認可申請及び補助金申請等手続きへの協力)

第2.6条 工事請負事業者は、本工事請負契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を適時に取得する。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りではない。

2 工事請負事業者は、発注者による許認可の申請及び補助金の申請等について、書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行う。

(要求水準書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第2.7条 工事請負事業者は、実施設計図書の内容が要求水準書若しくは技術提案書に適合しない場合、又は工事の施工部分が要求水準書、技術提案書若しくは実施設計図書に適合しない場合において、監督員がその修補又は改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は工事請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、工事請負事業者が第2.2条第2項又は第2.3条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊し

て検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が要求水準書、技術提案書又は実施設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を工事請負事業者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は工事請負事業者の負担とする。

(条件変更等)

第28条 工事請負事業者は、設計業務又は施工業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書における相互矛盾があること（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 要求水準書に錯誤又は脱漏があること。
- (3) 要求水準書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。
- (5) 要求水準書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、工事請負事業者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、工事請負事業者が立会いに応じない場合には、工事請負事業者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、工事請負事業者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を工事請負事業者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、工事請負事業者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、要求水準書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、要求水準書を訂正する必要があるものについては、発注者が要求水準書の訂正を行い、技術提案書及び実施設計図書の変更は工事請負事業者が行う。なお、工事請負事業者が変更を行う技術提案書及び実施設計図書については、発注者の承諾を必要とする。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、要求水準書を変更する場合は、発注者と工事請負事業者が協議をして発注者が要求水準書の変更を行い、技術提案書及び実施設計図書の変更は工事請負事業者が行う。なお、工事請負事業者が変更を行う技術提案書及び実施設計図書については、発注者の承諾を必要とする。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、要求水準書を変更する場合で実施設計図書及び

工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と工事請負事業者とが協議して発注者が行う。

- 5 前項の規定により要求水準書、技術提案書又は実施設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は工事請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書の変更)

第29条 発注者は、本工事請負契約で別に定めるもののほか、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を工事請負事業者に通知して、要求水準書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は工事請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計業務又は施工業務の中止)

第30条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（第41条において「天災等」という。）であって工事請負事業者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは作業又は工事現場の状態が変動したため、工事請負事業者が本工事請負契約の履行ができないと認められるときは、発注者は、設計業務又は施工業務の中止内容を直ちに工事請負事業者に通知して、本工事請負契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計業務又は施工業務の中止内容を工事請負事業者に通知して、本工事請負契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により本工事請負契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は工事請負事業者が設計業務又は施工業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計業務及び施工業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは工事請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計業務及び施工業務に係る工事請負事業者の提案)

第31条 工事請負事業者は、要求水準書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、その発見又は発案に基づき要求水準書の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する工事請負事業者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書の変更を工事請負事業者に通知するものとする。

- 3 発注者は、前項の規定により要求水準書が変更された場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更しなければならない。

(V E 提案)

第31条の2 工事請負事業者は、V E 提案を行い、発注者がこれを適当と認めて本工事請負契約の変更を行う場合には、工事請負事業者に対し、本工事請負契約において発注者が受益する範囲において報奨を行うものとする。

2 工事請負事業者は、V E 提案を行う場合、次の事項を記載したV E 提案書を作成し、V E 提案を行う施設の詳細設計図書完成の35日前まで、かつ工程に支障のない期間内に提出しなければならない。

- (1) 本工事請負契約内容とV E 提案内容の対比及び提案理由
- (2) V E 提案の実施方法
- (3) 採用時の請負代金額概算削減額及び算出根拠
- (4) 発注者の別途発注工事との関係
- (5) その他V E 提案が採用された場合に考慮すべき事項

3 発注者はV E 提案の受領後14日以内にその提案の採用可否を決定し、工事請負事業者に通知するものとする。ただし、発注者は必要があると判断した場合には、理由を付して期間を延長できるものとする。

4 発注者は、V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、実施設計図書の変更を工事請負事業者に指示することができ、請負代金額の変更を行うものとする。

5 発注者は、前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

6 V E 提案が採用された後、第28条の規定による条件変更が生じた場合は、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

7 V E 提案の提出に要する費用は、第5項に規定する請負代金額の変更には含めないものとする。

8 発注者は、V E 提案に係る事項については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

9 工事請負事業者は、V E 提案に係る部分について、その品質を保証するものとする。ただし、特殊なもので第三者の判断を要する場合は、発注者と工事請負事業者との協議による。

10 発注者が工事請負事業者のV E 提案を適正と認め、実施設計図書の変更を行った場合であっても、工事請負事業者の責任が免責されるものではない。

11 前項までに定めがない事項については、発注者と工事請負事業者とが協議して定めるものとする。

(著しく短い工期の禁止)

第32条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、設計業務又は施工業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により設計業務又は施工業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(工事請負事業者の請求による工期の延長)

第33条 工事請負事業者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他工事請負事業者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は工事請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第34条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を工事請負事業者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は工事請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第35条 工期の変更については、発注者と工事請負事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、工事請負事業者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が工事請負事業者の意見を聴いて定め、工事請負事業者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（その変更が、第33条の規定による場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日とし、前条の規定による場合にあっては工事請負事業者が工期変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、工事請負事業者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第36条 請負代金額の変更については、次に掲げる場合を除き、第4条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により作成した単価合意書の記載事項を基礎として発注者と工事請負事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、工事請負事業者に通知する。

- (1) 数量に著しい変化が生じた場合。
- (2) 単価合意書の作成の前提となっている設計・施工条件と実施の設計・施工条件が異なる場合。
- (3) 単価合意書に記載されていない工種が生じた場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不適当である場合。

2 前項各号に掲げる請負代金額の変更に係る協議開始の日については、発注者が工事請負事業者の意見を聴いて定め、工事請負事業者に通知するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、工事請負事業者に通

知する。

- 3 前2項の協議開始の日については、発注者が工事請負事業者の意見を聴いて定め、工事請負事業者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、工事請負事業者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 4 本工事請負契約の規定により、工事請負事業者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と工事請負事業者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第37条 発注者又は工事請負事業者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となつたと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は工事請負事業者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、単価合意書の記載事項及び合わせて合意した物価指數等に基づき発注者と工事請負事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、工事請負事業者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行つた後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となつたときは、発注者又は工事請負事業者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となつたときは、発注者又は工事請負事業者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と工事請負事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、工事請負事業者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が工事請負事業者の意見を聴いて定め、工事請負事業者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行つた日又は当該請求を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、工事請負事業者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

9 前各項にかかわらず、要求水準書において、工事目的物の一部について部分引渡しの指定部分が規定している場合は、当該部分引渡し施設ごとに、第2項及び第3項に規定する残工事代金額の対象範囲を発注者と工事請負事業者とが協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、工事請負事業者に通知することができる。

10 前各項にかかわらず、本工事請負契約締結日を起算日とする。

(臨機の措置)

第38条 工事請負事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を探らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、工事請負事業者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、工事請負事業者は、その探った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他本工事請負契約の履行上特に必要があると認めるときは、工事請負事業者に対して臨機の措置を探ることを請求することができる。

4 工事請負事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を探った場合において、当該措置に要した費用のうち、工事請負事業者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第39条 実施設計図書及び工事目的物の引渡し前に、実施設計図書及び工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関する生じた損害（次条第1項及び第2項並びに第41条第1項に規定する損害を除く。）については、工事請負事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（第70条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第40条 本工事請負契約の履行について第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、工事請負事業者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害（第70条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、本工事請負契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本工事請負契約の履行につき工事請負事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、工事請負事業者が負担する。

3 前2項に規定する場合その他本工事請負契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び工事請負事業者は協力してその処理解決に当たるもの

とする。

(不可抗力による損害)

第41条 実施設計図書及び工事目的物の引渡し前に、天災等（要求水準書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と工事請負事業者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、実施設計図書、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、工事請負事業者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（工事請負事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第70条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において単に「損害」という。）の状況を確認し、その結果を工事請負事業者に通知しなければならない。

3 工事請負事業者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により工事請負事業者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（実施設計図書、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第22条第2項、第23条第1項若しくは第2項又は第49条第4項の規定による検査、立会いその他工事請負事業者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。この場合においては、第36条第1項各号に掲げる場合を除き、単価合意書の記載事項に基づき行うものとする。

(1) 実施設計図書及び工事目的物に関する損害

損害を受けた実施設計図書及び工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の

額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(請負代金額の変更に代える要求水準書の変更)

第42条 発注者は、第14条、第24条、第27条から第31条まで、第33条、第34条、第37条から第39条、前条又は第45条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書を変更することができる。この場合において、要求水準書の変更内容は、発注者と工事請負事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、工事請負事業者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が工事請負事業者の意見を聴いて定め、工事請負事業者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、工事請負事業者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第43条 工事請負事業者は、設計業務又は施工業務を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による設計業務の完成の通知を受けた日から起算して10日以内に工事請負事業者の立会いの下、要求水準書及び技術提案書に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を工事請負事業者に通知しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による施工業務の完了の通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に工事請負事業者の立会いの下、要求水準書、技術提案書及び実施設計図書に定めるところにより、施工業務の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を工事請負事業者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を工事請負事業者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、工事請負事業者の負担とする。

5 発注者は、第2項又は第3項の検査によって設計業務又は施工業務の完成を確認した後、工事請負事業者が実施設計図書又は工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該実施設計図書又は当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

6 発注者は、工事請負事業者が前項の申出を行わないときは、当該実施設計図書又は当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、工事請負事業者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

7 工事請負事業者は、**設計業務及び**施工業務が第2項**又は**第3項の検査に合格しないと

ときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設計業務又は施工業務の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第44条 工事請負事業者は、前条第2項又は第3項（同条第7項後段の規定によりみなし適用される場合を含む。第4項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による設計業務の完了に係る請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による工事の完了に係る請求があったときは、請求を受けた日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項又は第3項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から起算して検査をした日までの期間の日数は、前2項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第45条 発注者は、第43条第5項又は第6項（これらの規定が同条第7項後段の規定によりみなし適用される場合を含む。）の規定による引渡し前においても、実施設計図書及び工事目的物の全部又は一部を工事請負事業者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により実施設計図書及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによって工事請負事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第46条 工事請負事業者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 工事請負事業者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社との間で、第1項に定める額の範囲内で既に前金払した額に追加して前払金の支払を受けることに関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結した上で、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の追加支払を発注者に請求することができる。この場合の支払については、前項の規定を準用する。ただし、次項に定める発注者の認定を受けられないときは、請求することができない。

4 工事請負事業者は、前項の前払金（以下「中間前払金」という。）の支払を請求しよう

とするときは、あらかじめ、中間前払金の支払対象者に該当することについて、発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、工事請負事業者の請求があったときは、遅滞なく支払対象者に該当するかどうか確認を行い、その結果を工事請負事業者に通知しなければならない。

5 工事請負事業者は、第49条の規定による部分払又は第50条第1項の規定により読み替えて準用する第44条第1項の規定による部分引渡しに係る請負代金の支払を請求した後にあっては、中間前払金の支払を請求することができない。

6 工事請負事業者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときには、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、当該中間前払金の額を含む。次条以下において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

7 工事請負事業者は、請負代金額が減額され、減額後の請負代金額が減額前の請負代金額から当該請負代金額の10分の2に相当する額を減じた額以下となった場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときには、10分の6）に相当する額を超えることになったときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を発注者に返納しなければならない。

8 前項の規定に該当した工事請負事業者がその超過額を同項の返納期限までに完納する前に請負代金額が増額された場合において、工事請負事業者は、増額後の請負代金額が、同項の規定による減額前の請負代金額以上の額であるときにはその未納額につき返納を要しないものとし、当該減額前の請負代金額未満の額であり、かつ、受領済みの前払金額（当該超過額の一部を返納した場合においては、受領済みの前払金額からその返納額を控除した額）が当該増額後の請負代金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときには、10分の6）に相当する額を超える額であるときには同項の返納期限までに当該増額後の請負代金額に係る超過額を発注者に返納しなければならない。

9 工事請負事業者は、保証事業会社から保証契約を解除されたとき、又は工事に係る義務を履行しないと発注者が認めたときは、当該保証契約を解除された日又は当該義務を履行しないと発注者が認めた日から30日以内に、受領済みの前払金額のうち返納すべきとして発注者が定める額を発注者に返納しなければならない。

10 工事請負事業者は、前3項の規定により返納すべき額をこれらの規定の返納期限までに完納しなかったときは、当該返納期限から完納の日までの日数に応じ、未納額に対し支払遅延防止法の率（当該返納期限から完納の日までにおいて適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率をいう。）と同じ率を乗じて得た金額の遅延利息を、当該未納額と併せて発注者に返納しなければならない。

（保証契約の変更）

第47条 工事請負事業者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を

発注者に寄託しなければならない。

- 2 工事請負事業者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 工事請負事業者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第48条 工事請負事業者は、前払金を設計業務及び施工業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。ただし、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用については、前払金の100分の25以内の額に限り支払に充当することができる。

(部分払)

第49条 工事請負事業者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第22条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したものに、監督員の検査を要しないものにあっては要求水準書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中、1年度につき3回（前会計年度における支払限度額の繰越がある場合にあっては、4回）を超えることができない。

- 2 工事請負事業者は、中間前払金の支払を請求した後にあっては、部分払を請求することができない。ただし、前会計年度における支払限度額の繰越がある場合であって、発注者が当該会計年度の決算上、特に必要と認めるとときは、この限りでない。
- 3 工事請負事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、工事請負事業者の立会いの下、要求水準書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を工事請負事業者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を工事請負事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、工事請負事業者の負担とする。
- 6 工事請負事業者は、第4項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において請負代金相当額（第1項の請負代金相当額をいう。以下この項において同じ。）は、単価合意書の記載事項に基づ

き定め、第36条第1項各号に掲げる場合には発注者と工事請負事業者とが協議して定める。ただし、前項の請求を発注者が受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、工事請負事業者に通知する。

$$\begin{aligned} \text{部分払金の額} &\leq (\text{請負代金相当額} - \text{既に部分払の対象となった請負代金相当額}) \\ &\times 9 / 10 - (\text{請負代金相当額} - \text{既に部分払の対象となった請負代金} \\ &\text{相当額}) / \text{請負代金額} \end{aligned}$$

(部分引渡し)

第50条 実施設計図書及び工事目的物について、発注者が要求水準書において設計業務及び施工業務の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の設計業務及び施工業務が完了したときの当該設計業務及び施工業務に係る検査、実施設計図書及び工事目的物の引渡し、請負代金の支払等については、第43条中「施工業務」とあるのは「指定部分に係る施工業務」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「設計業務」とあるのは「指定部分に係る設計業務」と、「実施設計図書」とあるのは「指定部分に係る実施設計図書」と、同条第6項及び第44条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、実施設計図書及び工事目的物の一部分が完成し、当該部分のみで独立して使用可能であり、かつ残余部分の未完成が当該部分の使用又は性能に支障を及ぼさないときは、発注者は、工事請負事業者の承諾を得て、当該部分の引渡しを受けることができる。この場合において、第43条中「施工業務」とあるのは「指定部分に係る施工業務」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「設計業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「実施設計図書」とあるのは「指定部分に係る実施設計図書」と、同条第6項及び第44条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の場合において、読み替えて準用する第44条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、単価合意書の記載事項に基づき定め、第36条第1項各号に係る場合には発注者と工事請負事業者とが協議して定める。ただし、前項の規定により読み替えて準用する第44条第1項の請求を発注者が受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、工事請負事業者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} - \text{前払金額} \times \text{指定部分に相応する請負代金の額} / \text{請負代金額} - \text{部分払い金額} \text{のうち、指定部分に係るものに相当する金額}$$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第51条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、別紙1「特約事項」に定めるとおりとする。

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予

定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第52条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第46条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、「第49条の規定による部分払」とあるのは「各年度において、第49条の規定による部分払（第53条第1項本文に規定する出来高超過額に係るものと除く。）」と、同条及び第47条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第49条第1項の請負代金相当額（以下第46条及び第47条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本工事請負契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、工事請負事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が要求水準書に定められているときには、同項の規定により読み替えて準用する第46条第1項及び第3項の規定にかかわらず、工事請負事業者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することはできない。

3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により読み替えて準用する第46条第1項の規定にかかわらず、工事請負事業者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することはできない。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第47条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第53条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、工事請負事業者は、当該会計年度の当初にその超過額について部分払を請求することができる。この場合の支払については、第49条第6項後段の規定を準用する。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、工事請負事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 債務負担行為に係る契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第49条第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq (\text{請負代金相当額} - \text{既に部分払の対象となった請負代金相当額}) \times 9 / 10 - \text{当該会計年度の前払金額} \times (\text{請負代金相当額} - \text{既に部分払の対象となった請負代金相当額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

ただし、前会計年度における支払限度額の繰越がある場合の部分払金の額については、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{繰越額} \times 9 / 10 - \text{前会計年度の前払金額} \times (\text{繰越額} / \text{前会計年度})$$

の出来高予定額) + (請負代金相当額一既に部分払の対象となった請負代金相当額一
繰越額) × 9 / 10 - 当該会計年度の前払金額 × {(請負代金相当額一部分払の対象
となった請負代金相当額一繰越額) / 当該会計年度の出来高予定額}

3 第1項本文の場合において、工事請負事業者は、当該会計年度において前条第1項の規定により読み替えて準用する第46条第3項の規定により中間前払金の支払を請求した後にあっては、部分払金の支払を請求することはできない。ただし、当該会計年度末における請負代金相当額が当該会計年度までの出来高予定額を超えた場合又は当該会計年度における支払限度額の繰越がある場合であって、発注者が当該会計年度の決算上、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(第三者による代理受領)

第54条 工事請負事業者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により工事請負事業者が第三者を代理人とした場合において、工事請負事業者の提出する支払請求書に当該第三者が工事請負事業者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第44条第2項(第50条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第49条第6項後段(第53条第1項本文において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する設計業務・施工業務中止)

第55条 工事請負事業者は、発注者が第46条(第52条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第49条第6項後段(第53条第1項本文において準用する場合を含む。)又は第50条第1項において読み替えて準用する第44条第2項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、設計業務又は施工業務の全部又は一部の施工のいずれか又は両方を一時中止することができる。この場合においては、工事請負事業者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により工事請負事業者が設計業務又は施工業務の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は工事請負事業者が設計業務及び施工業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計業務若しくは施工業務の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは工事請負事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第56条 発注者は、引き渡された実施設計図書又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、工事請負事業者に対し、実施設計図書又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項において工事請負事業者が負うべき責任は、本工事請負契約の定めるところに従

って実施設計図書及び工事目的物について発注者の検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の場合において、工事請負事業者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 工事請負事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 実施設計図書及び工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、工事請負事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第57条 発注者は、設計業務又は施工業務が完成するまでの間は、次条、第59条又は第60条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定によるほか、必要があるときは、本工事請負契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本工事請負契約を解除した場合において、工事請負事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第58条 発注者は、工事請負事業者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本工事請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、設計業務又は施工業務に着手すべき期日を過ぎてもこれに着手しないとき。

(2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に設計業務又は施工業務を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) 第10条、第11条（次条第10号イ又はウに該当する場合を除く。）又は第12条の規定に違反したとき。

(4) 第17条第1項第2号又は第18条に定める管理技術者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第56条第1項の履行の追完がなされないと。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、本工事請負契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第59条 発注者は、工事請負事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本工事請負契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 本工事請負契約の実施設計図書及び工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された実施設計図書及び工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、本工事請負契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 工事請負事業者が実施設計図書及び工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 工事請負事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は工事請負事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本工事請負契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 実施設計図書及び工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本工事請負契約をした目的を達することができない場合において、工事請負事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、工事請負事業者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても本工事請負契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団、暴力団員等又は暴力団等経営支配法人等に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第63条又は第64条の規定によらないで本工事請負契約の解除を申し出たとき。
- (10) 工事請負事業者（工事請負事業者が特定建設工事共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 警察等捜査機関からの通報等により、工事請負事業者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。
 - イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。
 - ウ 工事請負事業者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が工事請負事業者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、工事請負事業者がこれに従わなかつたとき。

（不正行為等の措置及び発注者の損害賠償請求等）

第60条 発注者は、工事請負事業者（特定建設工事共同企業体にあっては、その構成員を含む。以下本条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は令和7年9月19日付けで公表された広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業入札説明」及びこれと一体として本事業に係るその他の資料に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていないか若しくは満たさなくなったときは、本工事請

負契約を解除できるものとする。ただし、工事請負事業者の全部若しくは一部が入札参加者の参加資格要件を満たさなくなった場合において、発注者が指定する期間内に、発注者が承諾する入札参加者の参加資格要件を満たす後続企業に対して、該当する全ての工事請負事業者の本事業に関連する契約上の地位を承継させたときを除く。

- (1) 公正取引委員会が、本工事請負契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、工事請負事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) 本工事請負契約に係る入札に関して、工事請負事業者（工事請負事業者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他本工事請負契約に係る入札に関して、工事請負事業者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。
 - (4) 本工事請負契約に係る入札に関して、工事請負事業者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となつたとき。
- 2 工事請負事業者が特定建設工事共同企業体である場合は、前項、次項及び第5項中「工事請負事業者」とあるのは、「工事請負事業者又は工事請負事業者の構成員のいずれかの者」と読み替え、これらの規定を適用する。
- 3 工事請負事業者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2（同項第4号の場合にあっては、10分の1）に相当する額を、損害金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。本工事請負契約の解除後、又は終了後においても、同様とする。
- 4 工事請負事業者が特定建設工事共同企業体の場合で解散しているときは、発注者は、工事請負事業者の構成員であった者に前項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、工事請負事業者の構成員であった者は、連帶して同項に規定する額を発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 5 前各項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が第3項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は工事請負事業者（既に解散している特定建設工事共同企業体であるときは、その構成員であった者）に対しその超える額についても請求することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第61条 第58条各号又は第59条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第58条及び第59条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第62条 第6条第1項の規定により本工事請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、工事請負事業者が第58条各号又は第59条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 工事請負事業者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、本工事請負契約に基づく次に掲げる工事請負事業者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として工事請負事業者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（工事請負事業者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他本工事請負契約に係る一切の権利及び義務（第40条の規定により工事請負事業者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に掲げる工事請負事業者の権利及び義務を承継することを承諾するものとする。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、本工事請負契約に基づいて発注者に対して工事請負事業者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として消滅する。

(工事請負事業者の催告による解除権)

第63条 工事請負事業者は、発注者が本工事請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本工事請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(工事請負事業者の催告によらない解除権)

第64条 工事請負事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本工事請負契約を解除することができる。

- (1) 第29条の規定により要求水準書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第30条の規定による本工事請負契約の履行の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本工事請負契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本工事請負契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

(工事請負事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第65条 第63条又は前条各号に定める場合が工事請負事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、工事請負事業者は、前2条の規定による本工事請負契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第66条 発注者は、本工事請負契約が設計業務及び施工業務の完成前に解除された場合においては、設計業務の既履行部分及び工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた設計の既履行部分及び工事の出来形部分に相応する請負代金を工事請負事業者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を工事請負事業者に通知して、工事の出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、工事請負事業者の負担とする。

3 第1項の場合において、第46条（第52条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金の支払があったときは、当該前払金の額（第49条第6項後段（第53条第1項本文において準用する場合を含む。）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、工事請負事業者は、本工事請負契約の解除が第58条、第59条、第60条又は次条第3項の規定によるときにおける場合は、当該前払金の支払の日（2以上ある場合は、その余剰額のうち、当該日のうち最も遅い日に支払った前払金の額に相当する額以下の部分の額にあっては当該最も遅い日とし、当該最も遅い日に支払った前払金の額に相当する額を超える部分の額にあっては当該前払金の支払の日のうち最も遅い日の次に遅い日に支払った額から順次合算し、当該超える部分の額に達することとなる当該前払金の支払の日までのそれぞれの当該超える部分の額に対応する当該日。以下この項において同じ。）から完納の日までの日数に応じ、当該余剰額に対し支払遅延防止法の率（当該前払金の支払の日から完納の日までにおいて適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率をいう。）を乗じて得た金額を利息として当該余剰額に加算した金額を、第57条、第63条又は第64条の規定によるときにおける場合は、当該余剰額を、それぞれ発注者に返納しなければならない。

4 工事請負事業者は、本工事請負契約が施工業務の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が工事請負事業者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 工事請負事業者は、本工事請負契約が設計業務及び施工業務の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。こ

の場合において、当該貸与品が工事請負事業者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 工事請負事業者は、本工事請負契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に工事請負事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、工事請負事業者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、工事請負事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、工事請負事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、工事請負事業者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する工事請負事業者の採るべき措置の期限、方法等については、本工事請負契約の解除が第58条、第59条、第60条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第57条、第63条又は第64条の規定によるときは、工事請負事業者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する工事請負事業者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が工事請負事業者の意見を聴いて定めるものとする。

9 設計業務及び施工業務の完成後に本工事請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者と工事請負事業者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第67条 発注者は、工事請負事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に設計業務及び施工業務を完成することができないとき。
- (2) 実施設計図書及び工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第58条又は第59条の規定により、実施設計図書及び工事目的物の完成後に本工事請負契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、工事請負事業者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 第58条又は第59条の規定により実施設計図書及び工事目的物の完成前に本工事請負契約が解除されたとき。
- (2) 実施設計図書及び工事目的物の完成前に、工事請負事業者がその債務の履行を拒否し、又は、工事請負事業者の責めに帰すべき事由によって工事請負事業者の債務について履行不能となったとき。

3 次に掲げる者が本工事請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 工事請負事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 工事請負事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 工事請負事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして工事請負事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（工事請負事業者の損害賠償請求等）

第68条 工事請負事業者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第63条又は第64条の規定により本工事請負契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第44条第2項（第50条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、工事請負事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第69条 発注者は、引き渡された実施設計図書及び工事目的物に関し、第43条第4項又は第5項（これらの規定を第50条第1項において読み替えて準用する場合を含み、これらの規定が第43条第6項後段（第50条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は本工事請負契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発

注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、工事請負事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかつた契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、工事請負事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を工事請負事業者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が工事請負事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する工事請負事業者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、実施設計図書及び工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに工事請負事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、工事請負事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 本工事請負契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、実施設計図書及び工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された実施設計図書及び工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、工事請負事業者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

（火災保険等）

第70条 工事請負事業者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を要求水準書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これらに準ずるものも含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 工事請負事業者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示しなければならない。

3 工事請負事業者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第71条 工事請負事業者は、本工事請負契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 工事請負事業者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 工事請負事業者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、工期内に設計業務及び施工業務を完成することができないおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行わなければならない。
- 4 工事請負事業者は、発注者と前項の協議を行った結果、工期内に設計業務及び施工業務を完成することができないと認められた場合は、第33条第1項の規定により、発注者に工期の延長変更を請求する。
- 5 工事請負事業者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 6 工事請負事業者は、前項の被害により工期内に設計業務及び施工業務を完成することができないおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行わなければならない。その結果、工期内に設計業務及び施工業務を完成することができないと認められた場合は、第33条第1項の規定により、発注者に工期の延長変更を請求する。

(あっせん又は調停)

第72条 本工事請負契約の各条項において発注者と工事請負事業者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに工事請負事業者が不服がある場合、その他本工事請負契約に関して発注者と工事請負事業者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び工事請負事業者は、次の各号のいずれかの方法により、その解決を図るものとする。

- (1) 建設業法による広島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。
 - (2) 協議の上、調停人1人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と工事請負事業者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係る費用は折半し、その他の費用は各自が負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他工事請負事業者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第21条第4項の規定により工事請負事業者が決定を行った後若しくは同条第6項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは工事請負事業者が決定を行わず、同条第4項若しくは第6項の期間が経過した後でなければ、発注者及び工事請負事業者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、工事請負事業者の使用人又は工事請負事業者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第21条第4項の規定により工事請負事業者が決定を行った後若しくは同条第6項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは工事請負事業者が決定を行わずに同条第4項若しくは第6項の期間が経過した後でなければ、発注者及び工事請負事業者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、発注者又は工事請負事業者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、設計業務に関する同項の発注者と工事請負事業者との間の紛争について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(仲裁)

第73条 発注者及び工事請負事業者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(秘密保持等)

第74条 発注者と工事請負事業者は、本工事請負契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報及び工事請負事業者が設計業務又は本工事の施工に関して知り得た秘密情報（以下個別又は総称して「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本工事請負契約以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本工事請負契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密に含まれない。
- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、発注者又は工事請負事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 発注者と工事請負事業者が、本工事請負契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者と工事請負事業者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザリー業務に関与した者に開示する場合
- (5) 発注者が下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運営業務を第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合、本事業に関連する工事の受注者に開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(6) **工事請負事業者が維持管理・運営事業者に開示する場合**

- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本工事請負契約又は設計業務及び施工業務に関する知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 工事請負事業者は、本工事請負契約又は設計業務及び施工業務に関する知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとし、本工事請負契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

(補則)

第75条 本工事請負契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と工事請負事業者とが協議して定める。

(以下余白)

特 約 事 項

1 各会計年度における支払限度額は、次のとおりとする。

令和 8年度	金	円
令和 9年度	金	円
令和 10年度	金	円
令和 11年度	金	円
令和 12年度	金	円
令和 13年度	金	円
令和 14年度	金	円
令和 15年度	金	円
令和 16年度	金	円
令和 17年度	金	円
令和 18年度	金	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 8年度	金	円
令和 9年度	金	円
令和 10年度	金	円
令和 11年度	金	円
令和 12年度	金	円
令和 13年度	金	円
令和 14年度	金	円
令和 15年度	金	円
令和 16年度	金	円
令和 17年度	金	円
令和 18年度	金	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の事項について変更することができる。